

ビスフェノールAビスジフェニルホスフェートのR-53指定に関する見解日本難燃剤協会
リン酸エステル環境対策WG1. はじめに

欧州連合の理事会指令 67/548/EEC（危険な物質の分類、包装、表示に関する理事会指令）に関して、第30次適応化指令（指令 2008/58/EC）が2008年9月15日付官報に公表されました。この指令の中で、ビスフェノールAビスジフェニルホスフェート（以下BDP）；ELINCS No.425-220-8）に対してR-53（水生環境中で長期の悪影響を及ぼす恐れがある）が割り当てられました。

また、欧州コパルの中でEU統一コパル（コパラー）のTelevisionsのケイテリアには、「R-53が適用される材料を使用してはならない」との規定があるため、リン酸エステル系難燃剤「BDP」含有の樹脂を使用する場合にはこのケイテリアを取得できない事になり、更には「BDP」が環境影響の高い難燃剤なのではないかとの懸念が起きています。

2. 「BDP」は低濃縮性の化合物である

R-53の判定基準は、

- ・水溶解度に乏しい（溶解度 1.0mg/L 以下）
- ・難分解性である
- ・log Pow 3.0（但し、濃縮度試験における濃縮倍率（BCF）100 でないときに限る）

の3項目であるとされています。

つまり、水生環境において分解されずに残留し水生生物に取り込まれ、且つ体内に蓄積する可能性が認められる場合、R-53に該当することになります。

一方、日本の化審法においては新規化学物質の申請に「魚介類の体内における濃縮度試験」実施の義務があり、「BDP」は蓄積性が認められない「低濃縮性」に該当しています。実際、濃縮倍率（BCF）100となるデータもあります。

一方欧州では、ELINCS（現 REACH）のケイ-セットの登録には、濃縮度試験の結果提示は必要無い為にBCFが判断されずに、R-53に指定されたと考えています。

つまり「BDP」には、R-53に該当しない根拠が存在すると考えています。

3. R-53を除外すべくEU当局と折衝を開始

67/548/EECの下では第30次指令により、「BDP：ELINCS No.425-220-8」はR-53のリスククラスに該当しています。しかし、これは不十分なデータを根拠として割り当てられたものであり、私達は、魚介類の体内における濃縮度試験の他、関係する生態毒性試験の結果を提示する事により、EU当局と「BDPへのR-53割り当てを除外する」為の折衝を開始しました。

また、67/548/EECは2009年1月20日（移行期間2010年12月1日）からCLP規則（Regulation on Classification, Labeling and Packaging of substances and mixtures）に移行し、67/548/EECで分類されたリスククラスは原則CLP規則に反映されますが、表示の権限と義務がEU当局から製造者・輸入者に変更される事になりました。

EU当局との交渉状況にもよりますが、R-53に該当しないデータを保有している事からCLP規則

移行後は、製造者・輸入者の判断として R-53 を割り当てない事も視野に入れながら交渉を進める予定です。

4. 終わりに

REACH や GHS 等の新しい化学物質管理の導入により、これまで予期出来なかった問題が起こるようになりました。 リン酸エステル系難燃剤は、「BDP」も含めてデータ類が豊富に取られており、是までにその使用が懸念される様なデータは有りません。

火災安全性の観点から難燃剤の使用は非常に重要です。リン酸エステル系難燃剤を広く、安全にお使い頂く為に今後も活動していきたいと考えています。

以 上